

令和7年度 新入生の保護者等の方へ

# 新入生のための早期給付を実施します

大切な  
お知らせです

こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん

## 高校生等奨学給付金

生活保護受給または住民税(所得割額)非課税の世帯

専攻科は別途案内があります

高校生等奨学給付金は、授業料以外にかかる教育費(教科書費・通信費・生徒会費・修学旅行費等)を支援する返還が不要の給付金です。

今年度新入学の方は、早期申請と通常申請のどちらかを選択して申請することができます。

ここが  
ポイント

非課税とは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円であること。  
「均等割額」に課税があっても「所得割額」が0円なら対象です。

### 対象となる方 認定基準日(令和7年7月1日)現在で次のすべてに該当する世帯

1. 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する令和7年度新入学の高校生等がいる世帯

※ 特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。

※ 学び直し支援金対象者は、該当しない場合がありますので前もって学校にお問い合わせください。

2. 保護者等が三重県内に住所を有している世帯

● 基準日(令和7年7月1日)現在保護者等のいずれかが海外に居住している場合は対象世帯ではありません。

● 令和7年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和7年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。

ただし、令和7年7月1日現在で生業扶助を受給している世帯は申請することができます。

※ 保護者等の住所が三重県外の場合は住民票のある都道府県にお問い合わせください。

3. 保護者等が生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)を受給しているか、令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯

※ 生活保護世帯で生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は、非課税世帯で申請できます。

※ 課税証明書等で申請者と申請者以外の保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円であることを確認してください。

★均等割額に課税があっても所得割額が0円の場合は対象になります。

### 認定基準日 令和7年7月1日現在



この「奨学給付金」は授業料を支援する「就学支援金」とは別の制度です。

注意

※ 住民票は基準日(令和7年7月1日)以降の日付にかぎります。

※ 基準日より前の日付の住民票は受け付けできません。

(通常申請の認定基準日も、令和7年7月1日です。)



裏面もご覧ください

# 申請方法

下記A・Bのどちらかを選択して申請ができます。  
(再入学、転入学の場合は、「通常申請」で申請してください。)



	A 早期申請 基準日 7/1	B 通常申請 基準日 7/1
提出締切 ★締切厳守★	7月15日	7月中の学校が指定する日
給付額	定められた給付額は下表を参照してください。申請・給付は年1回。	
給付時期	9月頃 ~ 10月頃 審査が終了したものをから順次振り込みます	10月中旬頃 ~ 翌年1月頃 審査が終了したものをから順次振り込みます
課税状況の確認	令和7年度の課税証明書等で確認	
申請書提出先	在学している学校で申請書類を受け取り、記入し学校担当者へ提出してください。	

早期申請は通常申請より、給付時期を1ヶ月~2ヶ月早く予定しています。

※ 提出された申請書類等に不備がない場合にかぎります。

申請書類の受付期間は7月1日(火)~7月15日(火) 必着です。

※ 提出締切日を過ぎた場合の給付時期は、通常申請と同じ扱いになります。

# 給付額

給付額は早期・通常とも同じです。

ただし世帯・課程の状況により変わります。(下表参照)

世帯種別	学校区分等	給付額 早期・通常
生業扶助受給世帯 (高校生等就学費を受給)	全日制・定時制 ・通信制・高専	32,300円
生活保護世帯(上記以外)	全日制・定時制・高専	143,700円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額が0円の世帯)	通信制	50,500円



通常申請を選択される場合は、6月末頃に配布されるチラシをご確認ください。

※ 申請のあった指定口座に振り込みます。

※ 学校に委任した場合は、学校口座に直接振り込みます。

申請書類は在学する学校で受け取ってください。



申請書類は各学校へ提出してください。

記入漏れ、必要書類の添付忘れ、締め切り後の提出等は  
新入生用の早期給付ができないことがありますのでご注意ください。



にほんご かた ほんやくあぶりりょう べんり  
日本語がわかりにくい方は、翻訳アプリを利用していただけると便利です。



# --- 問い合わせは各学校の担当者へ ---

詳しくはホームページ  
「三重の教育」を開き下へ  
スクロールし、ページの左側に  
ある鉛筆アイコンをクリック!



こちらの  
二次元コードを  
読み取って  
アクセスできます。



私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。  
県外の高等学校等に在籍する生徒の場合は、下記給付金担当へお問い合わせください。

※高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。また制度の概要(給付額等)は、状況により変更となる場合があります。

※この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱」に基づき実施するものです。

三重県教育委員会事務局 教育財務課高校生等奨学給付金 電話 059-224-2827 (平日8:30~17:00)